



## OPRESS RELEASE

報道関係者各位

令和7年3月7日  
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 馬場  
佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996  
E-mail [akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp](mailto:akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp)

# 令和6年能登豪雨災害義援金の受付期間延長について

## (第3報：令和7年3月更新)

令和6年9月21日からの大雨に伴う災害により、石川県内の3市3町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）に災害救助法が適用されました。

この災害により被災された方々を支援することを目的に、石川県共同募金会において義援金の募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を行っています。

ついでに、令和6年能登豪雨災害義援金の受付期間が令和7年12月26日（金）まで延長（変更前：令和7年3月31日（月）まで）されましたので、お伝えいたします。

本会、市町支会（市町社会福祉協議会）で受付けた義援金は、本会にて取りまとめのうえ、石川県共同募金会に送金いたします。

### 記

#### 1. 義援金名称

令和6年能登豪雨災害義援金

#### 2. 受付期間

令和6年10月1日（火）から令和7年12月26日（金）まで

#### 3. 義援金の受付方法について

##### (1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

## (2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3066603	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

※佐賀銀行の本店・支店すべての窓口準備されている専用振込票を使用し、  
佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料となります。

○直接石川県共同募金会へ送金を希望の場合

【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
北國銀行	県庁支店	(普) 30446	シカワケンホジシヨク イシカワケンキョウトウボケンカイ 社会福祉法人石川県共同募金会 レイワクネシヨク ノトコウササカサカサケン 令和6年能登豪雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00170-7-732071		イシカワケンキョウトウボレイワクネシヨク 石川県共募令和6年能登豪雨 サカサケン 災害義援金

※1 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、  
手数料が免除されます。

※2 全国地方銀行協会加盟金融機関である佐賀銀行の窓口での振込・振替は、手数料が  
免除されます。（ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますので  
ご注意ください。）

※3 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※4 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

○現金書留による受け入れ

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと受付期間内は郵便料金が免除されます。

送付先：社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町 3-1-10 県社会福祉会館2階

## 4. 義援金の配分について

本会にお寄せいただいた義援金は、全額石川県共同募金会へ送金し、関係団体等で構成  
される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定の上、各市町を通じて被災  
者へ配分される予定です。

## **5. 義援金の税制上の優遇措置について**

この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。  
希望される場合は、石川県共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会  
または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

（問い合わせ先）社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996